平成２１年（フ）第１３５５７号
東京都板橋区赤塚３丁目29―９―208
破産者　小野　圭亮
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５７６号
千葉県山武市森1505―10―101
破産者　菊池　秀明
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５９５号
東京都墨田区文花２丁目６―４―202
破産者　鈴木　孝彦
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６０５号
東京都練馬区下石神井４丁目30―10―102
破産者　相馬　伸行
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６０７号
東京都足立区新田１丁目８―23―406
破産者　和田　照子
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６２９号
東京都日野市東豊田３丁目22―10―102
破産者　粟村　　惠
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６３６号
埼玉県さいたま市南区根岸３丁目２―７
コーポアゼリアＡ棟102
破産者　水野スイ子
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６８９号
東京都港区海岸２丁目３―３―502
破産者　加藤　　卓
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７０６号
埼玉県川口市戸塚東２丁目４―５　マインドハイムエチュードⅠ―103
破産者　高松　千春
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７３２号
東京都調布市八雲台２丁目11―４―201
破産者　駒木根朋広
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７４３号
東京都目黒区下目黒６丁目８―26　安室方
破産者　大田　　仁
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７５２号
愛知県春日井市松本町674―４―201
破産者　中村　圭志
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７５３号
宮城県仙台市泉区南光台４丁目８―35　ＲＩ―ＬＡ202
破産者　渡邉　　渡
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７６２号
静岡県浜松市東区小池町1605―１　レリブⅡ301、住民票上の住所静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3211
破産者　松下　弥生
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７６９号
神奈川県横浜市保土ケ谷区峰岡町３丁目373―15　ミキハウス１―５号
破産者　遠藤　享則
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７７０号
広島県大竹市玖波６丁目２―５
破産者　小園　貴之
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７８１号
東京都目黒区中央町２丁目30―11―102
破産者　酒田　一範
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７９２号
東京都東村山市秋津町５丁目11―38―102
破産者　畑谷　泰宏
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７９３号
東京都中野区中央３丁目28―10　第二惣内ハイツ104
破産者　中井富美子
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７９４号
茨城県日立市東大沼町１丁目13―18
破産者　石井　俊行
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８２３号
千葉県佐倉市西志津５丁目17―５―201、開始決定時の住所長野県上田市中之条451―Ｃ―201
破産者　山本　正巳
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８２５号
埼玉県鶴ケ島市富士見３丁目８―506
破産者　久保二三男
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部